

平成27年度の活動報告及び
平成28年度の活動計画について

健康福祉審議会

加賀市健康福祉審議会

【平成 27 年度の取り組みについて】

(1) 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

要支援者を、地域の支援者（民生委員や町内会など）が「避難行動要支援者名簿」によりあらかじめ把握することで、地域の互助共助を促進する。

① 「避難行動要支援者名簿」の登録者数

○名簿登録者数・・・3,062人（平成28年3月4日時点）

② 地域支援者との名簿の共有状況

《平成27年度》

- 民生・児童委員・・・178名（主任児童委員を除く）
- 区長（町内会）・・・260町（282町中）※区長と個人情報取扱いの協定を締結
- 加賀市社会福祉協議会
- （新規）地区社会福祉協議会・・・3団体（17地区中）※H28.2月より協定を開始
- （新規）大聖寺警察署

名簿は年1回、内容更新を行っている。
各区長会で制度説明会を開催。

③ ゆるやかな見守り事業

県では、民間企業が営業活動中に高齢者等の異変に気づいた際、市に連絡する「地域見守りネットワーク」を行っている。

市はこの制度の実効性を高めるため、加賀市内で営業活動する事業所や支店・販売店などを対象に、見守り活動の向上や連携を密にする「加賀市ゆるやかな見守り事業」を今年度より開始し、協力事業者を募集した。

《平成27年度》

- 協力事業者・・・・・・・・10団体（28事業所）
- 見守り活動を行う従業員・・・275名 ※平成28年3月10日時点

④ 福祉避難所の充足と災害時の迅速な設置・運営

災害時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等を受け入れるため、市内の福祉施設等と協定を締結し「福祉避難所」に指定している。

《平成27年度》

福祉避難所・・・65施設（昨年比：+2施設）

⑤ 地域の互助共助による防災体制を促進

見守り活動の理解や災害時避難支援の検討など、民生・児童委員、区長、地区社協、福祉協力員などが参加する「地区座談会」を開催している。

《平成27年度》
地区座談会の開催数・・・34回

(2) 生活困窮者支援体制の整備

① 行政、社会福祉協議会、ハローワークの支援会議による情報把握

- ・毎月1回、ハローワーク、市役所関係課、社協、等で支援者の情報共有をおこなっている。
- ・石川県庁で2ヶ月毎に行われる、生活困窮者自立支援会議にも毎回参加し、県内各市の取り組みや課題などを共有している。

② 就労支援制度の活用による就労による生活困窮からの早期脱却

《平成27年度》
○相談件数・・・623件
○プラン作成・・・27件
○就職者数・・・21名

(3) 地域における生活支援体制の促進

① 民生・児童委員、福祉協力員等との協力体制の強化

- ・市広報とホームページに民生・児童委員活動を掲載し、周知を図った。
- ・平成28年12月より民生・児童委員の定数を2名増員し、体制を強化する。

② 買物支援、家事支援など民間団体の活用による買物支援・家事支援

平成27年度生活支援事業（買い物支援事業）

中山間地域や商業集積度の低い地域などを対象に、移動販売・買い物代行や見守り活動に加え、日常生活の支援等を行える民間事業者を公募。3月中頃より活動開始予定。

- 活動内容・・・家電用品、日用品などを載せた車両を使い、生活必需品の販売と併せて、利用者の生活支援、困り事相談や見守り活動などを行う。

※生活支援の一例・・・家電の相談・修理、住まいに関する相談や簡単な修繕等

- 活動区域・・・山中温泉、塩屋、三谷、南郷、勅使、分校の各地区を予定

※範囲を絞り、見守りや生活支援を手厚く行う

③ ボランティア体験など福祉人材の育成事業の継続

みんなでやさしいまちづくり教室

市内小中学校で車椅子、手話、点字、誘導教室を行い、障がい者理解を深めた。

《平成27年度》
開催数・・・35回

(4) 成年後見制度の相談体制の促進

「かが成年後見センターほっこり」の運営体制の強化により、幅広い相談対応と周知活動への支援を行う。

① 成年後見センター相談支援

《平成27年度》

- 相談件数（延べ）・・・872件 ※平成28年 2月1日時点
- 成年後見申立の支援件数・・・6件 ※平成27年12月1日時点

② 成年後見に関するPR活動

高齢者が集まる場（いきいきサロン等）で成年後見のPR活動を行った。

《平成27年度》

開催数・・・6回

③ 運営体制の強化

平成27年度予算より後見センターの人件費を一部補助し、体制強化を図った。

[健康福祉審議会の開催]

(1) 第1回

平成27年5月22日（金）開催

- ① 健康福祉審議会及び各分科会について
- ② 各分科会に属すべき健康福祉審議会委員について
- ③ 各分科会委員の推薦について
- ④ 諮問事項について
- ⑤ 平成26年度の活動報告及び計画の重点事項と平成27年度の取組みについて

【資料等】

- 地域見守り支えあいネットワークの進捗状況・・・・・・・・・・資料 1-1
- 高齢者などの見守り活動を行える「協力事業者」を募集・・・・・・・・・・資料 1-2
- 福祉避難所協定締結事業所一覧・・・・・・・・・・資料 1-3

地域見守り支えあいネットワークの進捗状況

資料1-1

平成28年3月3日現在

No	地区	「避難行動要支援者名簿」の共有状況						座談会	
		制度・協定に関する説明会	町数	協定書締結数	未締結	進捗率	前年度比(締結数)	開催数	参加者
1	大聖寺	平成27年 6月(3回) 11月(4回)	77	68	9	88.3%	+9	5	117
2	山代	平成27年6月(3回) 12月(3回)	40	29	11	72.5%	+29	3	60
3	別所	平成27年6月12日	5	5	0	100.0%	+5		
4	庄	—	7	7	0	100.0%	0	1	21
5	勅使	—	9	9	0	100.0%	0	2	48
6	東谷口	—	7	7	0	100.0%	0	3	62
7	片山津	—	9	9	0	100.0%	0	3	28
8	作見	平成27年5月22日	21	21	0	100.0%	+1	1	31
9	金明	平成27年5月16日	8	7	1	87.5%	0	1	50
10	湖北	平成27年5月16日	6	5	1	83.3%	0	1	26
11	動橋	—	14	14	0	100.0%	+1	3	123
12	分校	—	4	4	0	100.0%	0	2	52
13	橋立	—	9	9	0	100.0%	0	2	21
14	三木	—	7	7	0	100.0%	0	1	23
15	三谷	—	9	9	0	100.0%	0	2	41
16	南郷	—	7	7	0	100.0%	0	1	32
17	塩屋	平成27年5月8日	4	4	0	100.0%	+4	1	15
18	山中温泉	—	17	17	0	100.0%	+1	2	43
19	山中温泉河南	—	10	10	0	100.0%	0		
20	山中温泉西谷	平成27年6月10日	4	4	0	100.0%	+4		
21	山中温泉東谷	平成27年5月21日	8	8	0	100.0%	+8		
合 計			282	260	22	92.2%	+62	34	793

※座談会の開催

区長や民生委員と共有している要支援者名簿をより活用し地域のネットワーク化を図るために、各地区にて「座談会」を開催。地区社協、区長、民生委員、福祉協力員などが参加し、地域における要支援者の情報共有等を行っている。

高齢者などの見守り活動を行える「協力事業者」を募集

高齢化の進展や近所づきあいの希薄化などにより、高齢者や障害のある方などを見守る活動は年々、重要になっております。

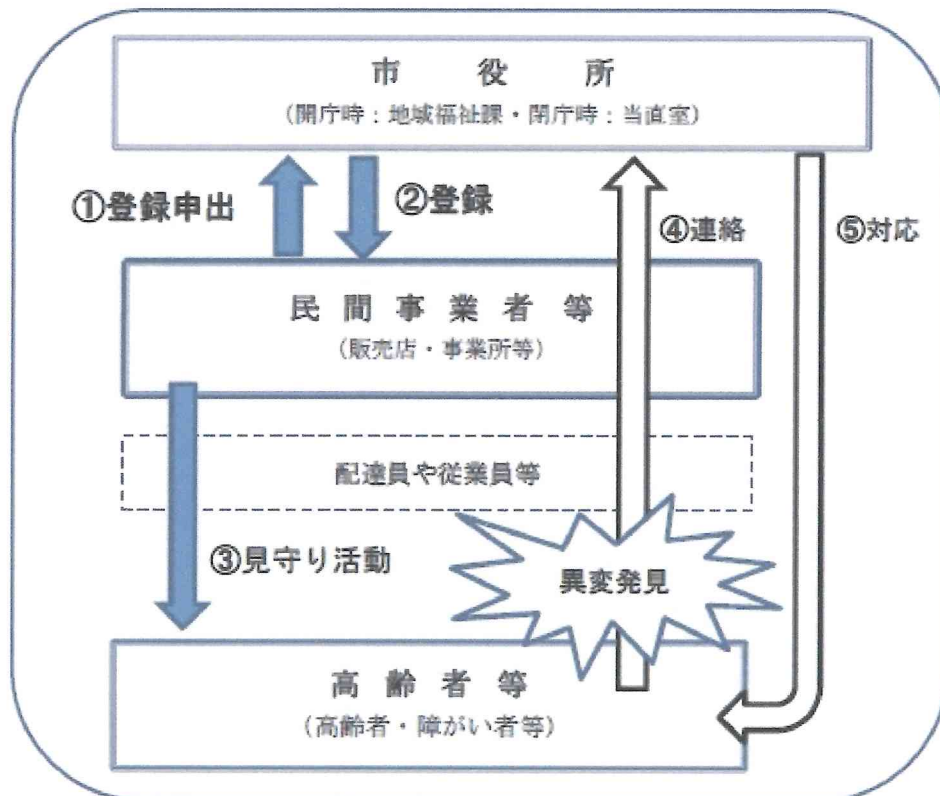
石川県では、日常的に高齢者などと交流のある民間事業者が見守り活動を行う「地域見守りネットワーク」を行っています。市では、この事業を促進するため、加賀市内で営業活動する事業所や支店・販売店などを対象に見守り活動を支援し、連携を密にする「ゆるやかな見守り事業」を行っています。

民生委員児童委員や区長、福祉協力員など「地域の支援者」の見守り活動に加え、重層的な見守り体制の構築を推進し、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

事業の内容

日頃の営業活動の範囲内において、業務に支障のない程度で見守り活動を行い、「普段と様子が違う」、「ちょっと気になる」という気づきがあれば、市（地域福祉課）にご連絡いただき、問題を早期に発見し、適切な支援につなぎます。

《 概 要 図 》



福祉避難所協定締結事業所一覧

No.	法人名	事業所			電話番号	
		種別	施設名	所在地		
1	社会福祉法人 鶴巻会	特別養護老人ホーム	慈妙院加賀	加賀市大聖寺東町1丁目30番地	73-3317	
2			山代温泉慈妙院	加賀市山代温泉温泉通7番地	77-6629	
3			幼福慈妙院	加賀市動橋町力4番地2	75-3031	
4			加賀中央慈妙院	加賀市山田町蛇谷1番地16	72-7111	
5			片山澤温泉日好日院	加賀市片山澤温泉ア9番地1	74-7231	
6			藤華苑	加賀市大聖寺東町1丁目26番地3	75-7332	
7			加賀中央メディケアホーム	加賀市山田町蛇谷1番地19	73-1116	
8		介護老人保健施設	山中温泉しらさぎ苑	加賀市山中温泉長谷田町子17番地1	78-0211	
9			鶴巻会デイサービスセンター	加賀市大聖寺東町1丁目26番地1	73-3324	
10			加賀中央デイサービスセンター	加賀市山田町蛇谷1番地8	73-5122	
11		デイサービス施設	鷹野苑デイサービスセンター	加賀市上野町ケ254番地	77-7103	
12			山中温泉鶴巻会デイサービスセンター	加賀市山中温泉長谷田町子2番地	78-1400	
13			はるるデイサービスセンター	加賀市山中温泉東町2丁目335番地	78-5581	
14			片山澤温泉日好日院デイサービスセンター	加賀市片山澤温泉ア9番地1	74-7231	
15			西崎の丘デイサービスセンター	加賀市吉崎町ト131番地	73-8040	
16			打越デイサービスセンター	加賀市打越町ら110番地1	75-8815	
17		小規模多機能型施設	山代すみれの家	加賀市山代温泉ハ74番地5	77-1505	
18	社会福祉法人 鶴巻会	特別養護老人ホーム	サンライフたきの里	加賀市山中温泉滝町1番地1	78-0666	
19		小規模特別養護老人ホーム	つかたに	加賀市山中温泉塚谷町2丁目132番地1	78-5701	
20		小規模多機能型施設	富士見通りお茶の間サロン	加賀市山中温泉白山町114番地1	78-2555	
21	社会福祉法人 明友会	グループホーム	いろり	加賀市幸町1丁目14番地	72-6336	
22			はるかぜフック	加賀市幸町2丁目60番地	72-4645	
23			ひだまりI	加賀市幸町2丁目60番地	72-0747	
24			ひだまりII	加賀市幸町2丁目60番地	72-0747	
25			ひだまりIII	加賀市幸町2丁目65番地	72-0747	
26			ひだまりIV	加賀市幸町1丁目120番地1	72-0747	
27			ひだまりV	加賀市幸町1丁目120番地1	72-0747	
28		かが	加賀市幸町2丁目104番地	72-7779		
29	社会福祉法人 加賀福祉会	デイサービス施設	和	加賀市片山澤町△30番地	75-3500	
30		ケアハウス	和	加賀市片山澤町△30番地	75-3500	
31		デイサービス施設	やわらぎ太子の家	加賀市越前町2丁目303番地	75-3133	
32	社会福祉法人 共友会	小規模多機能型施設	小規模多機能ホームはしだて	加賀市横立町乙54番地1	75-1884	
33		小規模多機能型施設	小規模多機能ホームさんめい	加賀市野田町夕8番地1	74-7401	
34	社会福祉法人 阿蘭園	身体障害者施設	なんなん	加賀市北澤町△69番地1	74-5613	
35	医療法人社団 長久会	介護老人保健施設	加賀のぞみ園	加賀市南郷町3乙4番地	72-5211	
36		グループホーム	ウェルムどど町	加賀市百々町多の11番地1	73-4700	
37	医療法人社団 慈恵会	療養型医療施設	久藤総合病院	加賀市大聖寺永町1丁目17番地	73-3313	
38		小規模多機能型施設	大聖寺なてしこの家	加賀市大聖寺南郷町12番地1	75-7562	
39		介護老人保健施設	加賀温泉ケアセンター	加賀市山下町ラ91番地	73-3315	
40	医療法人社団 祥和会	介護老人保健施設	病院	片山澤温泉・丘の上病院	加賀市富塚町中層1番地3	74-5575
41			葵の園・丘の上	加賀市富塚町中層126番地2	74-0129	
42			薬の園・じさい	加賀市富塚町中層1番地23	74-3388	
43			薬の園・栗町	加賀市大聖寺東町2丁目21番地	72-3811.2	
44	医療法人社団 加賀白山会	デイサービス施設	桜谷医院	加賀市山代温泉35の11番地の1	77-2300	
45	医療法人 明和会	介護老人保健施設	太陽の丘	加賀市深田町口の2番地の1	75-2100	
46		デイサービス施設	ケアリス山代	加賀市山代温泉23の61番地の1	77-6500	
47	医療法人社団 きだ整形外科クリニック	デイサービス施設	デイサ 花	加賀市栗山町ち91番地	74-2300	
48		知的障害者施設	ジョブハウス ひかり	加賀市栗山町ち91番地	74-2300	
49		知的障害者施設	ケアホーム フレンス	加賀市栗山町ち98番地	74-2400	
50	株式会社 新世紀ケアサービス	デイサービス施設	加賀の里	加賀市山代温泉橋樑丘3丁目24番地3	78-1515	
51	株式会社 やまびて	デイサービス施設	実乃里	加賀市大聖寺下福田町ハ69番地1	75-6070	
52	株式会社 やまむら	デイサービス施設	ひより	加賀市別所町2丁目82番地	75-7981	
53	有限会社 さわらび福祉会やまなか	デイサービス施設	さわらび通所介護事業所	加賀市山中温泉塚谷町口24番地1	78-0089	
54	有限会社 ウェルライフ	グループホーム	ぬくもりの里	加賀市片山澤町北118番地	74-3220	
55	有限会社 シブヤ	グループホーム	グループホーム桜の園	加賀市松が丘1丁目15番地15	73-2586	
56	特定非営利活動法人 つとひ	デイサービス施設	いらっせハマナス	加賀市小堀町161番地1	72-0700	
57		小規模多機能型施設	いらっせ湖城	加賀市湖城町3丁目125番地	74-6122	
58		小規模多機能型施設	いらっせ松が丘	加賀市松が丘1丁目17番地8	72-2060	
59	特定非営利活動法人 コスモス加賀	小規模多機能型施設	小規模多機能ハウス さくみ	加賀市作興町力132番地1	75-3315	
60		デイサービス施設	たん家	加賀市河内町力かの82番地の1	77-8700	
61		デイサービス施設	なじみ	加賀市山代温泉山崎台2丁目96番地	77-3536	
62	石川県	知的障害者施設	石川県立練馬学園	加賀市高尾町又1番地甲	72-0068	
63	特定非営利活動法人 ふうとつ	デイサービス施設	地域交流の家ふうとつ	加賀市山中温泉長谷田町ハ91番地1	78-2210	
64	株式会社 サンワエルス	デイサービス施設	リハ・リゾート加賀デイサービス	加賀市小幡町2丁目54番地1	75-7401	
65	株式会社 加賀福祉サービス	小規模多機能型施設	小規模多機能ホーム なんごうえがお	加賀市上河原町才120番地	75-7815	

※種不同、取替

高齢者福祉施設	48
医療救護施設	6
障がい者福祉施設	11
合計	65

加賀市健康福祉審議会

【平成 28 年度活動計画について】

〔重点事業〕

(1) 「地域見守り支えあいネットワーク」の充実と促進

①全体計画・個別計画の策定推進

災害対策基本法の改正に伴い、加賀市地域防災計画が改正されたことから、「加賀市地域見守り支えあい全体計画・個別計画」を「加賀市地域見守り支えあいネットワーク 全体計画・個別計画」として改正を行う。

・加賀市地域防災計画とは・・・

災害時の被害を最小化するため、「減災」を基本方針として、市・県・防災関係機関や事業所、市民がとるべき基本的事項を定めたもので、毎年、加賀市防災会議において検討を加え、必要に応じて修正している。

②要支援者の把握と、地域における支援体制

- ・市内の全町内会との名簿共有の協定締結に向けて、新区長に対する制度説明会を開催。
- ・民生委員児童委員には引き続き、名簿を活用した見守り活動及び新規対象者の把握・登録勧奨について依頼を行う。
- ・地区社会福祉協議会、区長、民生委員、福祉協力員などの参加により開催している「座談会」に、防災関係者や、民間の福祉事業所などを新たに含めるなど充実を図る。
また、各地区の事情に応じた対応、開催形態を考慮し、地域の見守り活動が浸透した地区については、個別計画の策定に向けた協議をすすめる。

③「地域見守り支えあいネットワーク」に係る民間事業所等との見守り連携など、関係機関の連携及び協力に関すること

- ・区長、民生委員児童委員、消防、地区社協及び警察とで名簿の共有を行っているが、災害時の対策に向けてさらに支援の輪を広げるため、新たな団体の登録をすすめる。
- ・「加賀市ゆるやかな見守り事業」の制度周知に努め、地域の協力事業者増を図る。
- ・「加賀市安心メール（仮称）」の協力者を幅広く募集し、運用の推進を図る。

「安心メール」とは・・・

要支援者が徘徊などで所在不明になった場合、家族等の依頼を受け、服装や特徴などをメールで情報配信し、地域住民の情報提供により早期発見を目指す。

(2) 生活困窮者支援体制の整備

①行政、社会福祉協議会、ハローワークの支援会議による情報把握

- ・支援会議、県庁での会議等の参加し情報把握を行う。
- ・平成 28 年度から新規事業として、学習支援事業・就労準備支援事業を行う。

②就労支援制度の活用による就労による生活困窮からの早期脱却

- ・相談件数目標 延べ 600 件
- ・就職者数 25 名

③学習支援事業・就労準備支援事業

- ・学習支援事業参加者 実数 15 名、延べ 200 人を目標に支援を進める。
- ・就労準備支援事業参加者 実数 15 名 就職者 10 名を目標に事業を進める。

(3) 地域における生活支援体制の促進

①民生・児童委員、福祉協力員等との協力体制の拡充

196 名の民生・児童委員が、平成 28 年 11 月 30 日をもって一斉改選を迎えるため、各区長会や民生委員児童委員協議会と連携して、候補者の推薦に努める。

②相談体制の充実と連携の推進

特に高齢者や障がい者福祉の分野は、特に地域と連携した相談体制の強化が必要となる。

市は、地域福祉の担い手である民生委員児童委員の存在や、総合相談（民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談委員）の周知や、市包括支援センターブランチ及び地域福祉コーディネーター、加賀市じりつ支援協議会相談支援事業所連絡会など連携、情報共有をさらに推進する。

③「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みの推進

本市では、ますます「少子高齢化」の進行が想定される中、健やかで、安心できる生活しやすい仕組みづくりのため、実現したいものをどのツールを使い、どのように組み合わせていくかが、「地域包括ケアシステム」であり、「暮らしやすい町である」と思えることが目標である。

子ども、障がい児者、高齢者、一人親家庭、生活に困窮する人などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域のボランティア、NPO、自治会・町内会活動など、地域での様々な互助活動、支えあい等の活動を推進する。

地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、地域福祉計画の推進においても、“あらゆる市民”や“共生、交流”を念頭におき、庁内横断的な事業展開を図る。

(4) 成年後見制度の相談体制の促進

①かが成年後見センター「ほっこり」による相談体制の充実

障がい者への制度理解を高めるため、障害者団体へのPR活動を充実していく。

【資料等】

- (1) 加賀市地域見守り支えあいネットワーク全体計画・個別計画への改正について・・・資料 2-1
- (2) 加賀市地域防災計画 抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2-2
- (3) 全体計画の一部見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2-3
- (4) 「地域包括ケアシステム」構築へ向けた 5 つの視点+4 つの支援・・・・・・・・・・資料 2-4

加賀市地域見守り支えあいネットワーク全体計画・ 個別計画への改正について

「加賀市地域見守り支えあい 全体計画・個別計画」は、「加賀市地域見守り支えあいネットワーク 全体計画・個別計画」へ変更を行います。

基本的考え方

災害対策基本法の改正を踏まえ、平常時から災害時まで地域ぐるみで自主的に要支援者を支援する見守り体制を推進し、地域における互助・共助の仕組みによる防災体制を促進します。

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

要支援者情報の把握・共有の方法

【追加】

(1) 『避難行動要支援者名簿』の作成について

※掲載者の範囲、記載項目など

(2) 避難支援等関係者について

※提供する内容、関係者の範囲など

地域防災計画において
定義付け

加賀市地域見守り支えあいネットワーク計画（個別計画）の策定の進め方

【変更】

(2) 個別計画の策定方法

(変更前) 市は、情報を地域支援者等と共有した上で、これら関係者が中心となつて作成することを基本とする。

→町内会に策定依頼

(変更後) 地域で円滑に策定できるよう支援する。

→地域の防災分野を担う団体と協同で取り組み

【削除】

「2. 在宅の要配慮者対策」

(5) 要援護者マップの作成

抜 粋

加賀市地域防災計画

一般災害対策編

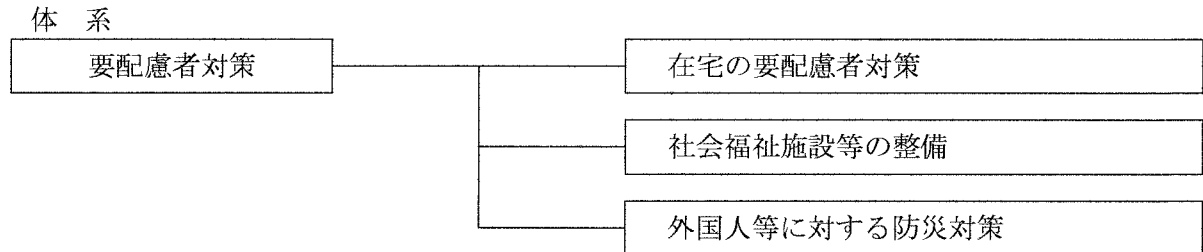
加賀市防災会議

第13節 要配慮者対策

1 基本方針

災害発生時には、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。



2 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成するものとする。

イ 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (ア) 75歳以上の一人暮らしの者・高齢者世帯の者
- (イ) 寝たきり・認知症(概ね要介護3以上)の者
- (ウ) 身体障がい者(肢体不自由1・2級、視覚1・2級、聴覚1・2級)
- (エ) 知的障がい者(療育手帳A・B)
- (オ) 精神障がい者(1・2級)
- (カ) 内部障がい者
- (キ) 乳幼児・児童(0～9歳)
- (ク) その他支援が必要と思われる者(妊産婦、外国人等)

ウ 名簿の作成に必要な記載事項

名簿には、次に掲げる事項を記載(災害対策基本法第49条の10第2項)し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

市は、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める(災害対策基本法第49条の10第3項)。

オ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(2) 避難支援等関係者等

ア 避難支援等関係者への情報提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿に記載された情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。

なお、市は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする（災害対策基本法第49条の11第3項）。

イ 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 加賀市消防本部
- (イ) 加賀市民生・児童委員協議会
- (ウ) 加賀市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- (エ) 自治会および町内会
- (オ) 大聖寺警察署
- (カ) 自主防災組織

ウ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置および市が講ずる措置

市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 避難支援等関係者に対し、秘密保持義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (ウ) 名簿は、厳重なる保管を行うよう指導すること。
- (エ) 名簿を複製しないよう指導すること。
- (オ) 名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。また、この場合、必要に応じて協定を締結するよう努めること。

エ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

カ 要配慮者に対する避難のための情報伝達

市は、要配慮者が円滑に避難のための立退きができるよう、避難準備情報の発令・伝達に配慮するものとする。また、情報伝達に際しては、多様な伝達手段の活用にも努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

市は、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援計画の全体計画を作成する。

また、避難行動要支援者に関する避難支援個別計画の作成については、市と自主防災組織など地域における避難支援等関係者が協同して円滑に策定できるように努める。

(4) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(5) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(6) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(7) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障がい者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(8) 二次避難支援体制の整備

県は、市の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。

市は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

県は、社会福祉施設等の管理者が、市の指示に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制を明確化しておく。また、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

なお、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を備える施設については、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(2) 市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(3) 多言語による防災知識の普及を推進する。

(4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。

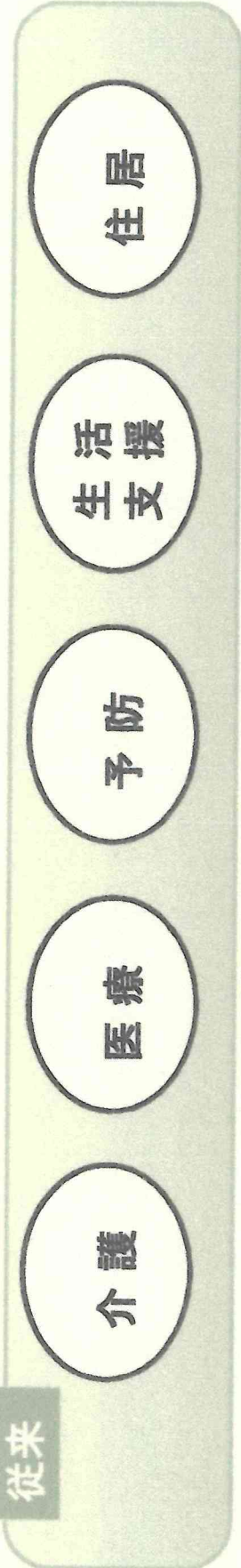
(5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

4 全体計画の一部見直しについて

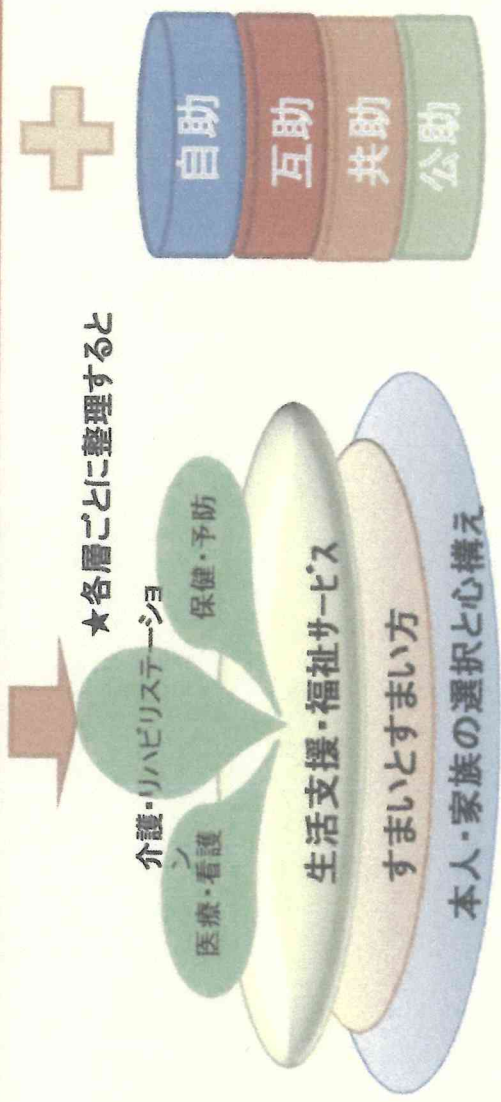
加賀市見守り支えあい全体計画（現行）と加賀市地域見守り支えあいネットワーク全体計画（骨子案）の概要

加賀市見守り支えあい全体計画（現行）	加賀市地域見守り支えあいネットワーク全体計画（改正案）	備考
<p>1 基本的考え方</p> <p>近年、避難に時間を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。</p> <p>このためには、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこに避難させるかを定めるとともに、地域の支えあいを基本として、要援護者への情報伝達や避難支援が円滑に機能するよう「加賀市見守り支えあい計画（個別計画）（以下「個別計画」という。）」を策定していく必要があります。</p> <p>この計画は、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。</p> <p>なお、要援護者に対しては、その特性に即した十分な配慮が必要であることから、要援護者マップ等を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や住宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施します。</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>平成23年3月の東日本大震災などの地震災害や、豪雨、土砂災害など全国的に大きな災害が発生しており、それらの災害による犠牲者の内、高齢者の割合が高いなど、近年、避難に時間を要する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要であることから、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこに避難させるかを定めるとともに、地域の支えあいを基本として、要援護者への情報伝達や避難支援が円滑に機能するよう「加賀市見守り支えあい計画（個別計画）（以下「個別計画」という。）」を策定していただくよう働きかけて参りました。</p> <p>しかしながら、心理的負担が大きくなり避難支援者がなかなか決まらぬことや日常時支援と災害時支援を別々に取り組んできたことにより地域に混乱が生じたことなどから、個別計画の策定は、円滑に進まなかつた状況があります。</p> <p>災害対策基本法第49条の10は「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、「避難行動要支援者」について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成しておかなくてはならない）としており、災害対策基本法及び市の地域防災計画に基づき、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について基本的な考え方や進め方をまとめました。</p> <p>こうしたことから、市では、災害対策基本法の改正も踏まえ、自助・共助それぞれが連携し地域の防災力向上を高めるには要援護者情報避難支援等関係者と共有することが重要な取組みと位置づけ、これまでの「加賀市見守り支えあい計画（全体計画）」を一部見直しとともに、名称を「加賀市地域見守り支えあいネットワーク（全体計画）」に改め、平常時から災害時まで地域ぐるみで自主的に要援護者を支援する見守り体制を推進し、地域における自助・共助の仕組みによる防災体制を促進します。</p>	<p>全体計画のこれまでの考え方・取組</p> <p>これからの対応（案） 日常時から災害時まで一体的に支援できる体制づくりを目指す。</p>

地域包括ケアシステム構築へ向けた5つの視点+4つの支援



医療、介護、予防、生活支援サービス、住居の5つの視点をより詳しく現しそれらが連携・重層化し要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進



- ① 介護サービスの充実強化
- ② 医療との連携強化
- ③ 予防の推進
- ④ 見守り、配食、など多様な生活支援サービスの確保
- ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備